不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、教育活動に専心しています。

しかし、残念ながら県内外の教職員全員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が起こる度に、教育並びに教育公務員に対する信頼が失墜することは誠に遺憾です。本校教職員は、互いを信頼し合い、誇りを持って教育に取り組む教職員集団であり続けていきたいと強く願っています。

そのため、校内ルールをあえて明文化し、今後も本校に勤務するすべての教職員が共 通認識のもとで行動し、不祥事が生じないようにすることを確認します。

【1】生徒の個別指導に関すること

- ・できる限り複数人で対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつく らない。指導上、やむを得ない場合には、学年主任へ事前に対象生徒・場所・時間等 を知らせ、事後に結果を報告する。
- セクハラ、パワハラ等につながらないように言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。

【2】個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。本校管理の USB メモリ等の記憶媒体 で、やむを得ず持ち帰るときは管理職に了解をもらい個人情報帯出記録簿及び電磁 的記憶媒体管理簿へ記載する。持ち出す場合には、適切に取り扱うこと。
- ・Google フォーム並びに、メールを送る場合には、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイル、及び設定内容等を、必ず複数名で確認する。
- ・職員室、管理室等、不在にする場合は、パソコン等の情報媒体の電源を切る。机上に は個人情報が含まれる書類は置かない。
- ・学校外等、個人名等を第三者がいる場所では話題にしない。校内での会話は,周囲の 状況を確認しながら対応する。

【3】交通に関すること

- ・緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない(遭わない)ように気をつける。もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとること。誠意ある行動をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

【4】校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

【5】校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口(茨城県 HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」)を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。

【6】教職員のコンプライアンス意識の向上に関すること

- ・教職員に対し、県教育委員会発行「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を 行う。

【7】生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯 教育を実施する。
- ・不審者等に備えた対応を含め教職員の学校安全に係る対応能力の強化が図られるよう,周知徹底する。
- ・随時、本校の危機管理マニュアルの見直し、文部科学省発行の「「学校の危機管理マニュアル作成の手引」及び「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」にて点検し、 教職員に周知徹底する。